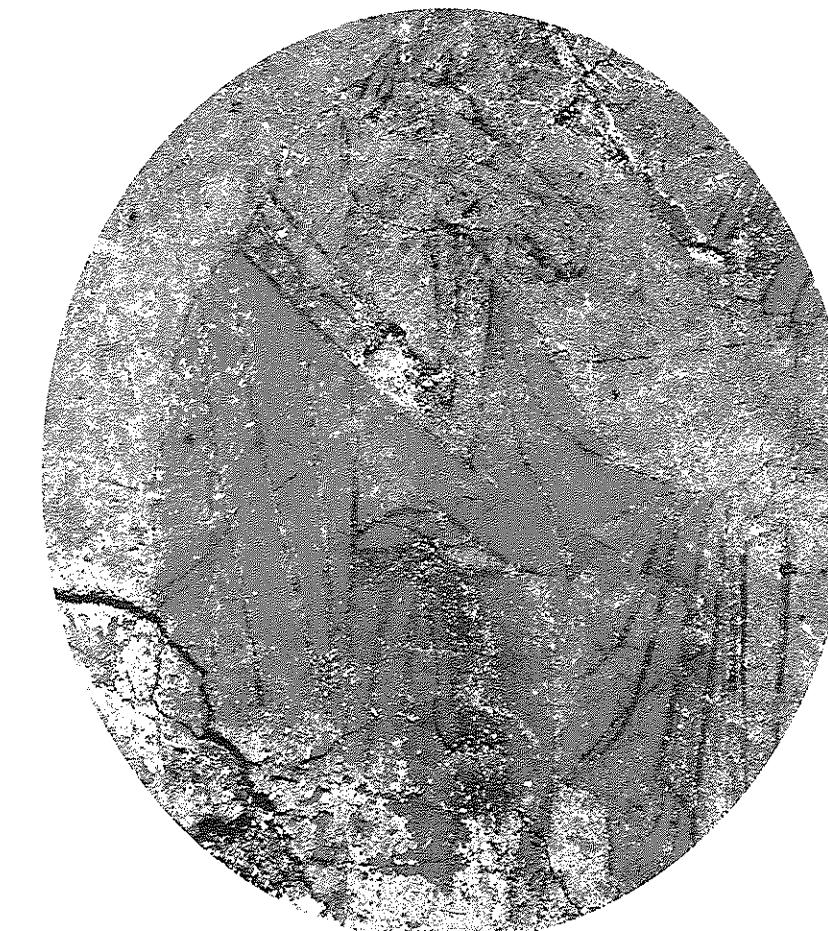


平成 17 年 12 月 4 日

明日香村教育委員会

明日香村発掘調査報告会 2005



開 会 1:00～

調査報告 1:10～

「島庄遺跡の調査」 高橋 幸治

「カヅマヤマ古墳の調査」 西光 慎治

記念講演 2:50～「高松塚・キトラ古墳に描かれた壁画」

講師 網干 善教氏

明日香村文化財顧問 関西大学名誉教授

閉会

島庄遺跡（2005-3次）の調査

明日香村教育委員会

調査地：奈良県高市郡明日香村大字島庄

調査原因：範囲確認調査

調査面積：約 530 m²

調査期間：2005年5月30日～9月15日

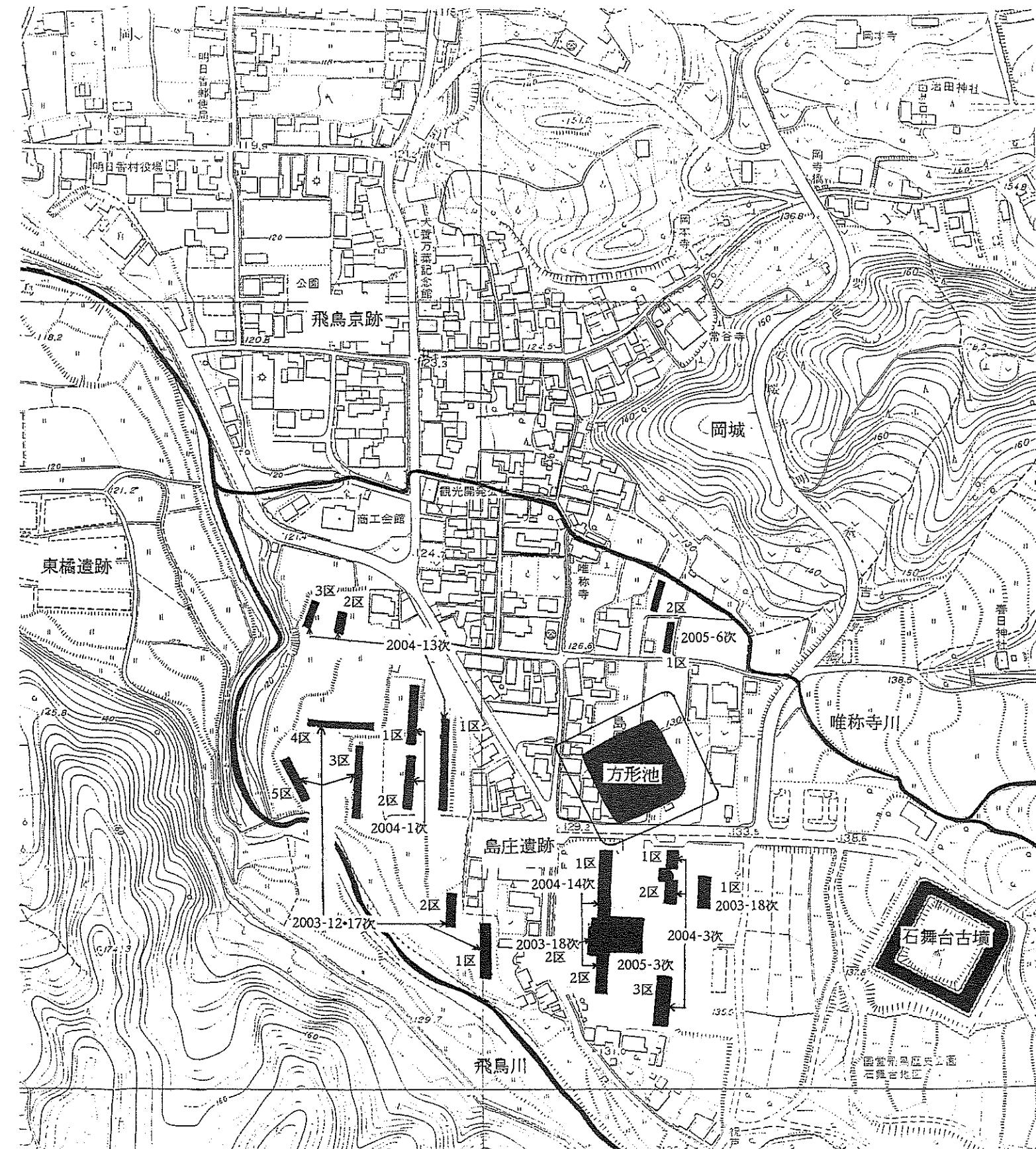
はじめに

島庄遺跡は飛鳥地域の東南部、冬野川と飛鳥川が合流する地点付近を中心とした明日香村大字島庄に所在する。

文献をひもとけば『日本書紀』推古34年5月の条に「飛鳥河の傍に家せり。乃ち庭の中にもなる嶋を池の中に興く。故、時の人、嶋大臣と曰ふ。」とあり、「大臣」には、蘇我馬子が想定されている。「飛鳥河の傍に家せり」とされた馬子の邸宅が、島庄付近にあったのではないかということは、このことを根拠に早くから推定されてきた。また、蘇我氏滅亡後は、官有地となり、天武天皇が壬申の乱直前には、吉野に入るときに立ち寄ったとされ、草壁皇子の離宮である「嶋宮」も同じ場所にあったと考えられている。その後、奈良時代まで官によって維持管理されており、吉野方面へ抜けるルートとしてこの「嶋」の地域が重要視されていたことがわかる。また、「嶋宮」の範囲は『万葉集』に、「橋の嶋宮」と記されているように、現在の島庄から飛鳥川の西側、東橋までを含む広範囲にわたっていることが想定されている。

島庄遺跡における発掘調査は、これまで奈良県立橿原考古学研究所が30次にわたって行ってきているが、縄文時代から中世までの複合遺跡であることがわかっている。これらの調査では、飛鳥時代の遺構として掘立柱建物や一辺40mを越える方形池をはじめ、石組溝・曲溝・小池等が検出された。

明日香村教育委員会では、島庄遺跡の範囲確認調査を平成15年度から行っており、これまでの調査のうち、石舞台古墳駐車場の西側中央付近で行った2003-18次調査では、7世紀前半・中頃・後半の各時期に重複する建物群が検出された。これらの建物群は方位や重複関係等から、大きく4つの群に分けられ、A群が7世紀前半、B群が7世紀中頃、C群が7世紀後半、D群が時期不明と位置づけられている。A群の建物については、調査地北東側にある方形池と同じ方位で検出されており、時期推定の根拠の一つとされる。また、2004-3次調査では駐車場東側北付近で掘立柱塙を検出しており、遺構の広がりが広範囲にわたることが明らかになってきた。さらに、2004-14次調査では、駐車場西側の北および南付近でも建物群を検出したことから、飛鳥時代全般にわたって建物が建てられていたことがわかってきていている。



調査区位置図

主な検出遺構

今回の調査は、飛鳥時代の建物群を検出した2003-18次調査区東側で行っており、トレントチはこの時の調査区に一部かかるように設定した。

今回新たに検出された飛鳥時代の掘立柱建物（建物⑩）は1棟で、掘立柱塀（塀⑪）は1条である。また、2003-18次調査によって確認された建物のうち、建物①、建物②、建物⑤、建物⑥、建物⑧については、その規模を確定することができた。

<新たに検出された遺構>

建物⑩ 1間以上×3間以上の掘立柱建物である。桁行は調査区外に伸びるため明らかではないが、梁行6m以上で、柱掘形は一辺0.8~1mの隅丸方形である。柱痕跡は直径約20cmを測る。

塀⑪ 柱掘形の心々間が約2.4~3.4mの掘立柱塀である。検出長約12mで、柱掘形は一辺0.8~1mの隅丸方形となる。柱痕跡は直径約20cmを測る。

<規模が判明した遺構>

建物① 5間×3間の掘立柱建物である。桁行約12m、梁行約7.5mで、柱掘形は一辺1~1.3mの隅丸方形となる。

建物② 5間×2間の掘立柱建物である。桁行約11.8m、梁行約5.4mで、柱掘形は一辺1~1.2mの隅丸方形となる。

建物⑤ 5間×2間の掘立柱建物である。桁行約12m以上、梁行約4.4mで、柱掘形は一辺約1mの隅丸方形となる。柱痕跡は直径約40cmを測る。

建物⑥ 2間×1間の掘立柱建物である。桁行約3.6m、梁行約1.8mで、柱掘形は一辺約50cmの隅丸方形となる。柱痕跡は直径約15cmを測る。

建物⑧ 4間×2間の掘立柱建物である。桁行約8m、梁行約3.6mで、柱掘形は一辺30~40cmの隅丸方形となる。柱痕跡は直径約20cmを測る。

調査の結果、飛鳥時代の掘立柱建物・塀を新たに検出し、これまでに確認されていた建物についても、その規模を確定することができたものがある。新たに検出された建物⑩および塀⑪は、その方位から、2003-18次調査区内で四つに分けられた建物群のうち、北から東へ約60°振れる7世紀前半のA群建物に該当する。また、規模の確定した建物①と②については、建物の方位に対する振れ方が微妙に異なることが明らかとなった。しかしながら、建物①と②は、柱筋を揃えて建てられていることから、建物②がA群の後半に追加された建物の可能性がてきた。

出土遺物

今回の調査では、サヌカイト剥片、縄文土器、弥生土器、土師器、須恵器などが出土している。建物の柱穴からも遺物は出土しているが僅かで、厳密な時期を確定できるもので

はない。

まとめ

今回の調査では、飛鳥時代の掘立柱建物・塀が新たにみつかった。また、これまで不明であった建物の規模について、確定できたものがある。この建物は、島庄遺跡でこれまでに確認されている掘立柱建物の中では、大型の部類に属すると考えられる。また、各時期ごとの建物配置をみてみると、比較的大型の建物に小型の建物数棟と塀が附属するという傾向を読み取ることができる。

ここで各時期の遺構の変遷を時期ごとに示しておくと、

A群（7世紀前半）・・・方形池および北から東へ約60度振れる建物群をさす。（建物①・②・③・⑮・⑯・⑰・塀⑪・⑫）

B群（7世紀中頃）・・・数は少ないが、方形池の北東側および今回の調査区近辺に北から東へ約35度振れる建物が築かれる時期にあたる（建物④）

C群（7世紀後半）・・・方位に合わせた建物群が作られる時期にあたり、方形池北東側にも建物が建てられる（建物⑤・⑥・⑦・⑭・⑯・塀⑰）

D群（時期不明）・・・北から東へ約75度振れる建物群が作られる時期にあたる（建物⑧・塀⑨）

E群（7世紀中頃）・・・北から東へ約50度振れる建物群が作られる時期にあたる（建物⑩・⑪・⑫・⑬）

となる。

これまで明日香村教育委員会では3年間にわたり、計3000m²を越える面積の範囲確認調査を実施してきた。最後にあらためて一連の調査で判明したことをまとめておくと、

① 島庄遺跡は飛鳥時代を中心とした縄文時代から中世にかけての複合遺跡である

② 飛鳥時代の遺構群は建物方位や配置、出土遺物から5群に大別できる。

③ 遺跡の範囲は方形池の北と南に広く広がっていることがわかり、特に南側では7世紀代の全般にわたって密集して建物が建替えられている。したがって施設の中心の一つはこのあたりにあったといえよう。

④ これらの遺構は位置や時期が蘇我馬子の邸宅や鳴宮とも重なることから、これらとの関連性が注目される。

いずれにしても島庄遺跡は、方形池・建物群・石舞台古墳などが一体となって構成される極めて特異かつ稀有な遺跡である。今回の範囲確認調査で、新たに飛鳥時代の掘立柱建物群が検出されたことにより、文献上にみる蘇我馬子の邸宅や「鳴宮」の実態を検討する上で足がかりとなる資料を得ることができた意義は大きいといえよう。

島庄遺跡（2005－6次）の調査

明日香村教育委員会

調査地：奈良県高市郡明日香村大字島庄

調査原因：範囲確認調査

調査面積：約 220 m²

調査期間：2005年9月14日～現在継続中

はじめに

今回の調査は方形池の北側、現在の唯称寺川の南側にあたる。方形池の北側に調査区を設け発掘をするのは、村教委としては今回が初めてとなる。調査区は二カ所設定した。

1区は、南側の調査区に当たるが、ほぼ南北方向に幅5m、長さ20mで設定し、北側で遺構の広がりを確認するため、さらに西側へ2.4m、南北4.8m分を拡張した。2区は北側の調査区で、幅5m、長さ22mで設定したが1区同様遺構の広がりを確認するために南側で東へ3m、南北12m分を拡張している。

主な検出遺構

<1区>

溝① 幅約2.4m、検出長8.5m、深さ約0.5mの溝である。古墳時代の古式土師器が出土した。

溝② 幅約5m、検出長約4.5m、深さ約1mの溝である。飛鳥時代の土師器・須恵器・種子・燃えさしなどが出土した。

<2区>

塀① 三間以上の掘立柱塀である。南西から北東方向で検出した。柱の掘りかたは、隅丸方形で、長軸約100cm、短軸80cmとなる。柱痕跡は、径約20～25cmである。

溝③ 幅0.6m、検出長約5.5mで検出した。南側には護岸となるような、人頭大よりもやや小振りな石を積んだ箇所が残存している。

その他、遺構ではないが、唯称寺川の旧河道と思われる河川堆積を、調査区の北側で約10mにわたって検出した。

出土遺物

弥生土器、古式土師器、土師器、須恵器、瓦器、燃えさし、種子などが出土した。

まとめ

今回の調査で、方形池の北側でも飛鳥時代の遺構を検出した。このことにより島庄遺跡は、少なくとも現在の唯称寺川のすぐ南側まで広がっていることを確認することができた意義は大きい。

付、「嶋宮」関係資料(稿)

『日本書紀』

【馬子の嶋家】

・推古34年5月の条

「飛鳥河の傍に家せり。乃ち庭の中に小なる嶋を池の中に興く。故、時の人、嶋大臣に曰ふ。」

・皇極3年6月の条

「時に、謡歌三首有り。其の一に曰はく、遙遙に 言そ聞ゆる 嶋の藪原」

・皇極4年6月の条

「是に、或人、第一の謡歌を説きて曰く、『其の歌に『遙遙に、言そ聞ゆる、嶋の藪原』と所謂ふは、此、宮殿を嶋大臣の家に接せて起てて、中大兄、中臣鎌子連と密に大義を図りて、入鹿を戮さむと謀れる兆なり』といふ。」

【嶋宮】

・天武即位前紀世4年10月の条

「是の夕に、嶋宮に御します。癸未に、吉野に至りて居します。」

・天武元年9月の条

「庚子に、倭京に詣りて、嶋宮に御す。癸卯に、嶋宮より岡本宮に移りたまふ。」

・天武5年正月の条

「乙卯に、祿を置きて西の門の庭に射ふ。的に中るひとには祿給ふこと差有り。是の日に、天皇、嶋宮に御して宴したまふ。」

・天武10年9月の条

「辛丑に、周芳國、赤龜を貢れり。乃ち嶋宮の池に放つ。」

・持統4年3月の条

「朔丙申に、京と畿内との人の、年八十より以上なる者に、嶋宮の福、人ごとに二十束賜ふ。其の位有る者には、布二端加し賜ふ。」

『万葉集』

嶋の宮勾の池の放ち鳥 人目に恋ひて池に潜かず (卷二-170)

高光るわが日の皇子の 万代に国知らさまし嶋の宮はも (卷二-171)

嶋の宮上の池なる放ち鳥 荒びな行きそ 君まさずとも (卷二-172)

高光るわが日の皇子のいましけば 嶋の御門は荒れざらましを (卷二-173)

橋の嶋の宮には飽かねかも 佐田の岡辺に侍宿しに行く (卷二-179)

わが御門千代永久に栄えむと 思ひてありしわれし悲しも (卷二-183)

東の滝の御門にさもらへど 昨日も今日も召すこともなし (卷二-184)

一日には千たび参りし 東の大き御門を入りかてぬかも (卷二-186)

朝日照る嶋の御門に おほほしく入音もせねばまうら悲しも (卷二-189)

2005-6次調査

樞考研第20次調査

2004-14次調査

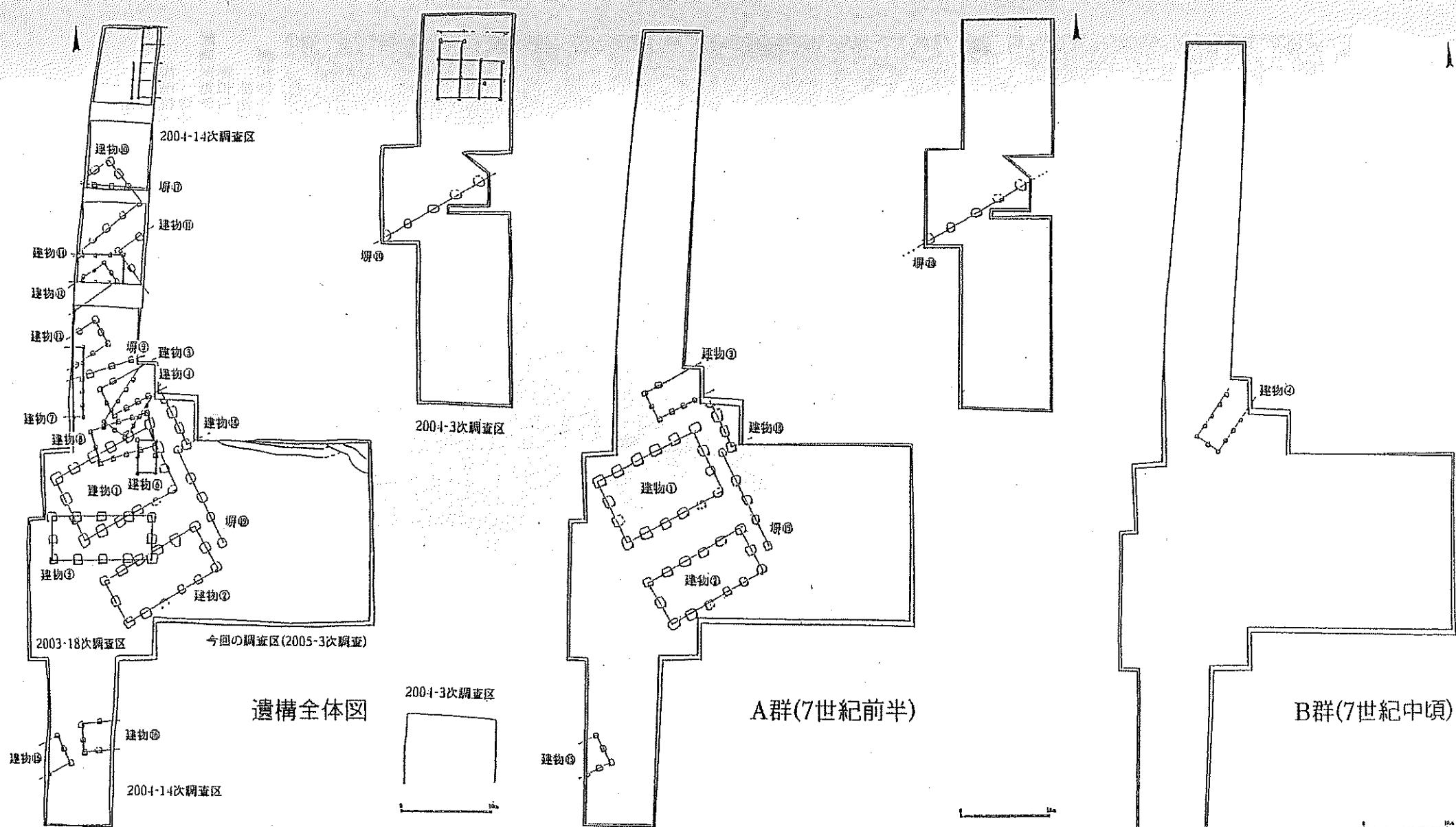
2004-3次調査

2003-18次調査

2005-3次調査

2004-14次調査

0 20 40m



島庄遺跡 遺構変遷図

カヅマヤマ古墳の調査

明日香村教育委員会

調査地 奈良県高市郡明日香村大字真弓小字カヅマヤマ 218-2・232-1

調査目的 範囲確認調査

調査面積 約 150 m²

調査期間 平成17年1月12日～現在継続中

はじめに

カヅマヤマ古墳は「真弓崗」と呼ばれる地域に所在する終末期古墳である。周辺にはマルコ山古墳や牽牛子塚古墳、東明神古墳などが点在している。カヅマヤマ古墳については大正時代に刊行された『高市郡古墳誌』の中で「カヅマ塚 現今は雑木林となっている。山の峰の所に深さ三尺五寸、周囲二間位の発掘した跡がある。これは二三十年程前に誰か掘って見たらしいが、中には何物もなく、土中から雲母系岩石の破片が出たのであったらしい。」と紹介されている。現在、墳頂の東側に記録にある大きな盗掘坑が存在しており、周囲には結晶片岩の破片が多数散乱している。この結晶片岩については板状を呈しており、漆喰が付着したものも存在することから磚積石室墳の可能性が指摘されていた。磚積石室についてはこれまで明日香村内では確認されておらず明日香村教育委員会ではその重要性を鑑み、カヅマヤマ古墳の全貌解明にむけて範囲確認調査を実施した。

検出遺構と出土遺物

【墳丘と外部施設】

墳丘は東西に延びる丘陵の南側斜面に東西約 100m、南北 60m、高さ 8～10m の範囲にわたりて削り出した後、平坦に造成し版築によって盛土を行っている。墳丘の規模は東西約 24m、南北 18m 以上の方墳である。残存高は約 4.4m を測る。墳丘の背後には岩盤を削り出した幅約 3m の掘り割りが存在する。掘り割りには直径約 20cm の柱穴が存在しており、この柱穴の位置と墳丘・石室の中軸線がほぼ一致することから古墳造営の際の基準点となっていたものと考えられる。暗渠排水溝等の外部施設は認められない。

【埋葬施設】

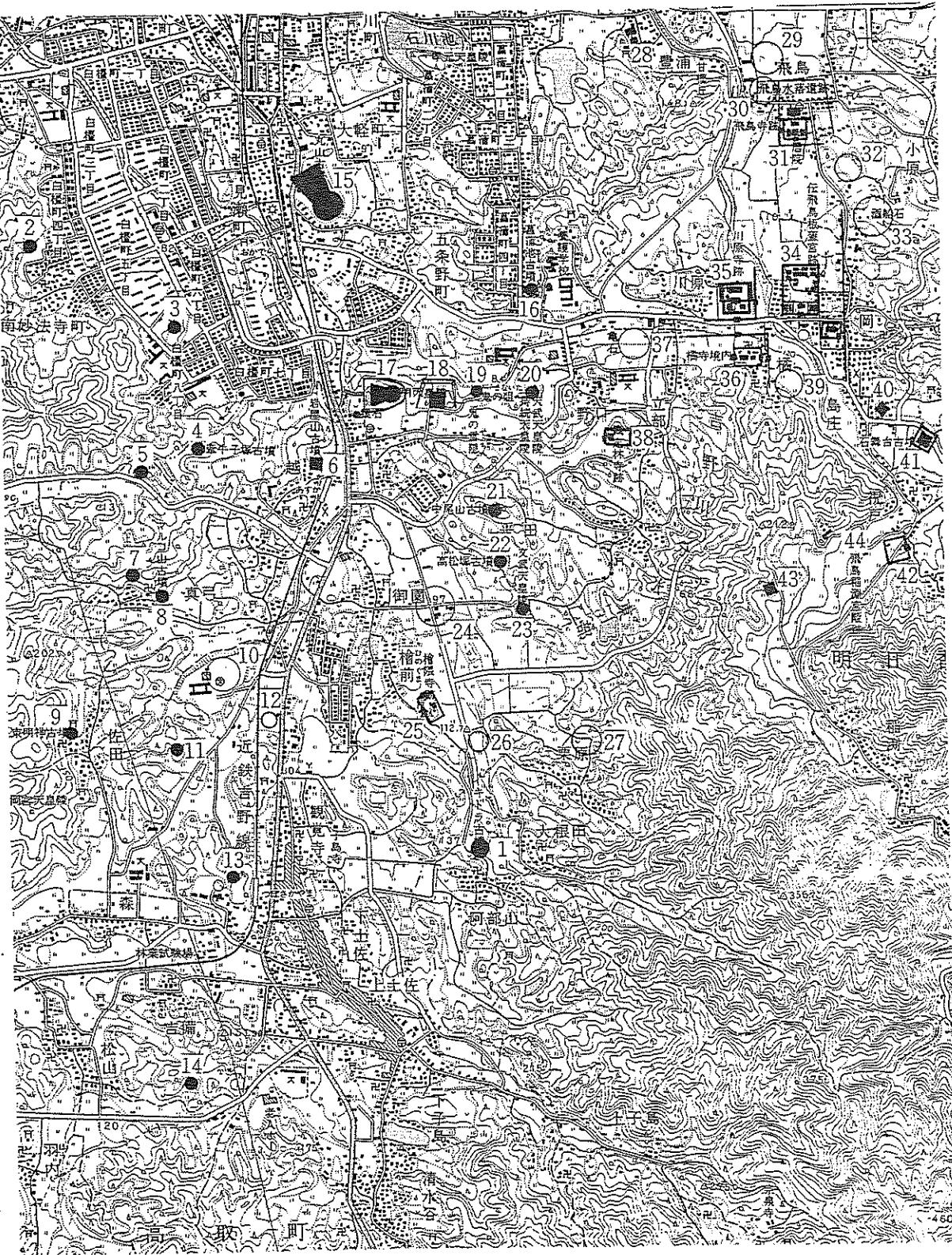
埋葬施設は吉野川の結晶片岩で築かれた南に開口する磚積石室である。石室規模は全長 5m 以上で玄室は長さ 2.6m 以上、幅約 1.8m、高さ 0.9m 以上を測る。玄室床面には長さ 0.3m、幅 0.2m 大の切石が敷き詰められており、玄室の中央には長さ約 2m、幅約 1.2m、高さ約 0.3m の棺台が設けられている。玄室内は床面以外すべての壁面と棺台の表面に漆喰が塗布されている。また石材同士の接着にも漆喰が使用されている。天井については残存部の状況から平天井ではなく、内側に持ち送る構造であったと考えられる。

【地滑り跡】

墳丘のほぼ中央部から南側にかけて地滑り跡を検出している。地滑り跡は最大で約 2m を測り、埋葬施設も玄室部分のほぼ中央から南側部分が崩落している。地滑りの時期について 12～13世紀代の盗掘坑が地滑りによって分断されていることからこの地滑りを誘発した地震は 1361 年 8 月 3 日午前 4 時頃発生した正平の南海地震の可能性が考えられる。

【出土遺物】

土師器、須恵器、漆膜片、鉄釘、不明鉄製品、瓦器、人骨などが出土している。



総括～まとめと今後の課題

今回の調査では村内では初めてとなる磚積石室を確認することができた。磚積石室についてはこれまで宇陀から桜井にかけて流紋岩質溶結凝灰岩(榛原石)を使用した例は確認されていたが結晶片岩を使用した例はカヅマヤマ古墳が最初である。このカヅマヤマ古墳についてはその特徴の一つとして棺台が挙げられる。棺台は玄室内に敷き詰められた床石の上に設けられており全面に漆喰が塗布されていた。飛鳥地域で玄室内に棺台を有した古墳は野口王墓や牽牛子塚古墳、束明神古墳があり、材質についても金銅製から木製まで様々である。これらの古墳に共通する点は漆棺を採用していることであり、キトラ古墳や高松塚古墳など漆棺を採用しながら棺台を有していない古墳も存在することから棺台を有する古墳とは分けて考える必要があるだろう。また築造年代については版築土内から飛鳥ⅢからⅣの土器が出土していることから7世紀後半頃と考えられる。

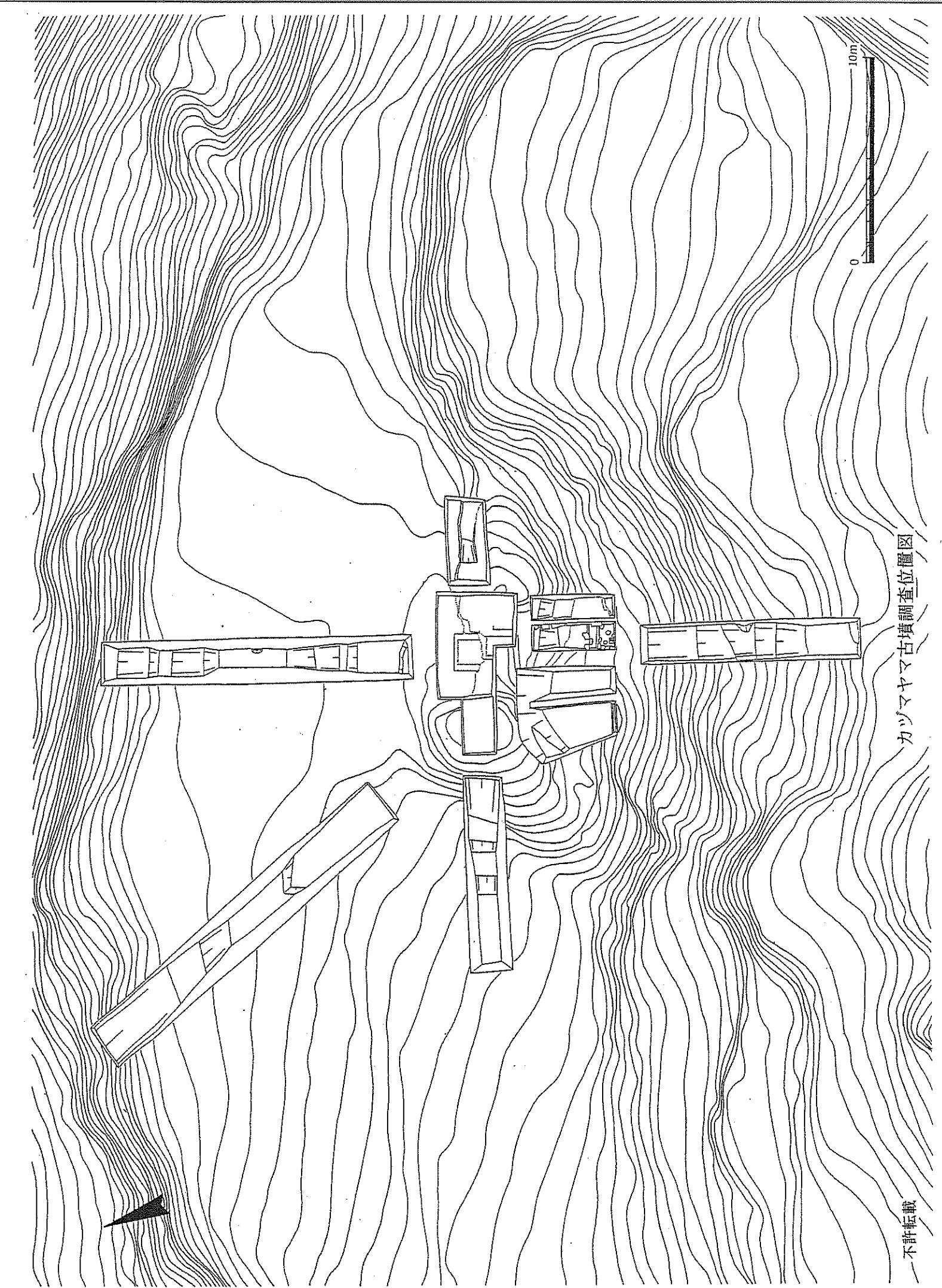
このようにカヅマヤマ古墳から派生する諸問題は今後、飛鳥地域の終末期古墳を考える上で重要である。

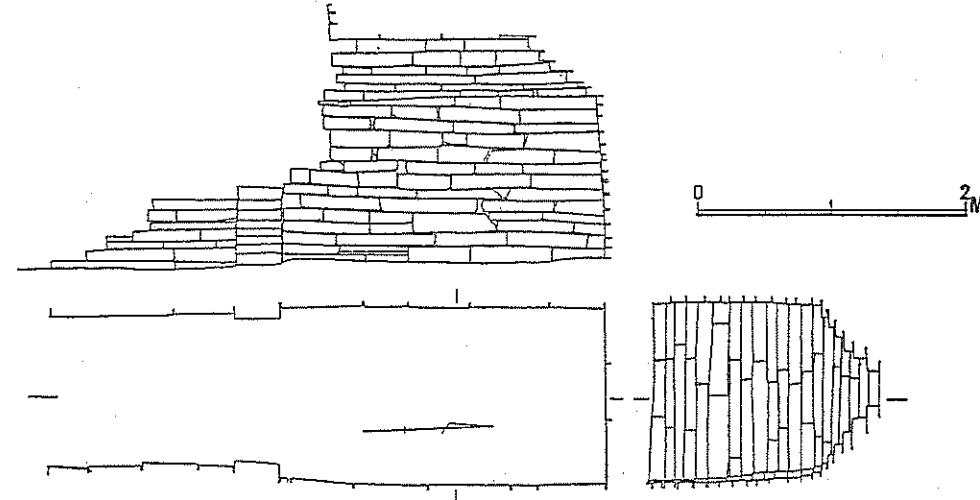
古墳名	所在地	墳形	石室	棺台	棺
野口王墓	明日香村	八角形墳	横口式石槨	棺台・有(金銅製)	夾紵棺
牽牛子塚古墳	明日香村	八角形墳	横口式石槨	棺台・有(凝灰岩)	夾紵棺
叡福寺北古墳	太子町	八角形墳?	横穴式石室	棺台・有(凝灰岩)	漆塗木棺
御嶺山古墳	太子町	円墳	横口式石槨	棺台・有(凝灰岩)	漆塗木棺
阿武山古墳	高槻市	円墳	横口式石槨	棺台・有(磚積)	夾紵棺
カヅマヤマ古墳	明日香村	方墳	磚積式石室	棺台・有(磚積)	漆塗木棺
初田2号墳	茨城市	円墳	横穴式石室	棺台・有(磚積)	漆塗木棺
束明神古墳	高取町	八角形墳	横口式石槨	棺台・推(木製)	漆塗木棺

棺台と漆棺使用古墳一覧

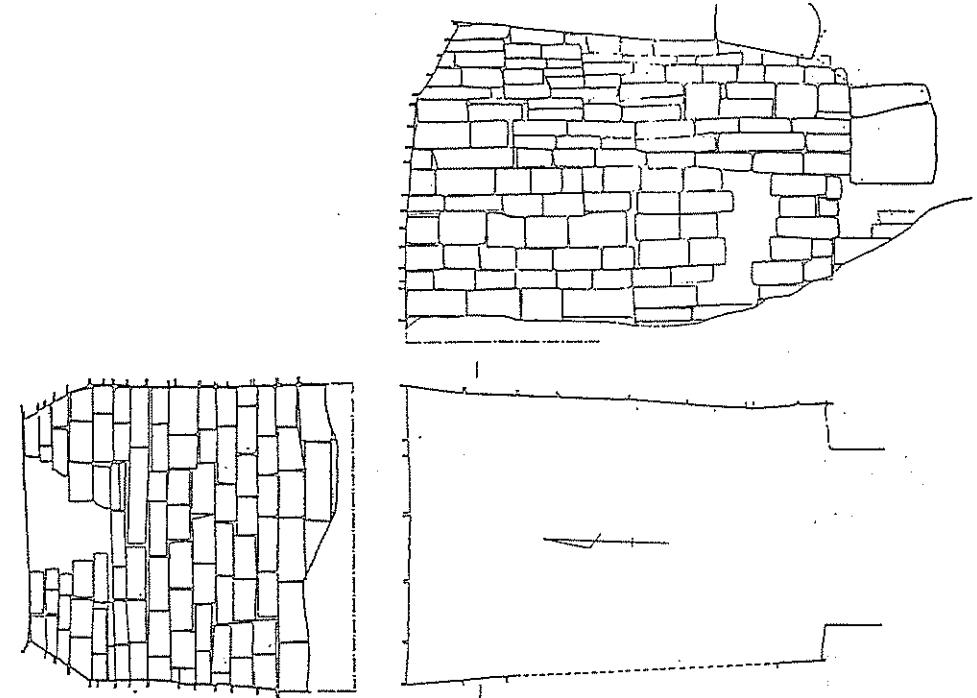
古墳名	所在地	墳形	石室	棺台	棺
マルコ山古墳	明日香村	六角形墳	横口式石槨	棺台・無	漆塗木棺
キトラ古墳	明日香村	円墳	横口式石槨	棺台・無	漆塗木棺
高松塚古墳	明日香村	円墳	横口式石槨	棺台・無	漆塗木棺
石のカラト古墳	奈良市	上円下方墳	横口式石槨	棺台・無	漆塗木棺
平野塚穴古墳	香芝市	円墳	横口式石槨	棺台・無	漆塗籠棺
シシヨツカ古墳	河南町	方墳	横穴式石室	棺台・無	漆塗籠棺
岩内1号墳	御坊市	方墳	横穴式石室	棺台・無	漆塗木棺
塚廻古墳	河南町	方墳	横口式石槨	受台・有	漆塗籠棺
アカハゲ古墳	河南町	方墳	横口式石槨	受台・有	漆塗籠棺

漆棺使用古墳一覧

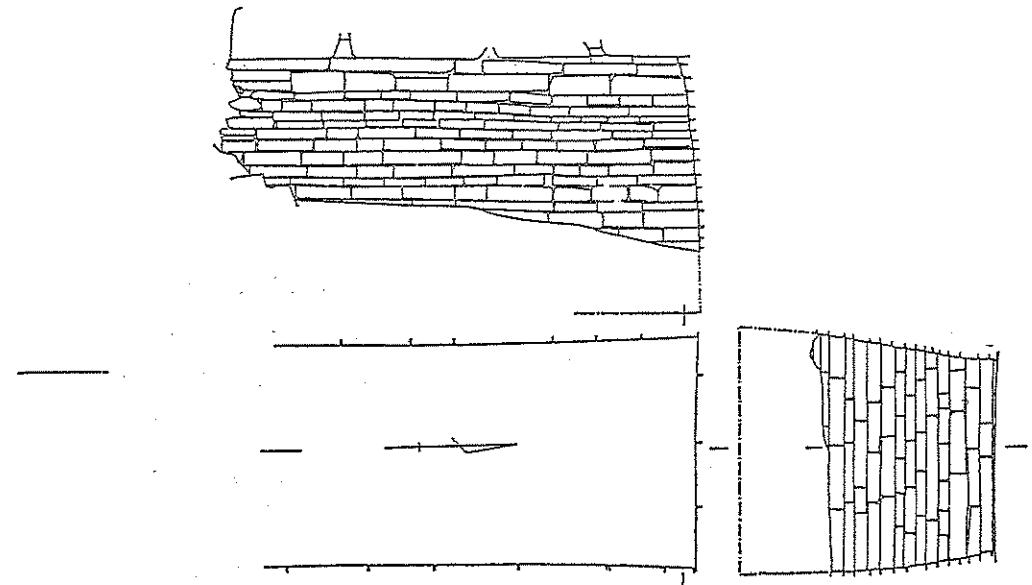




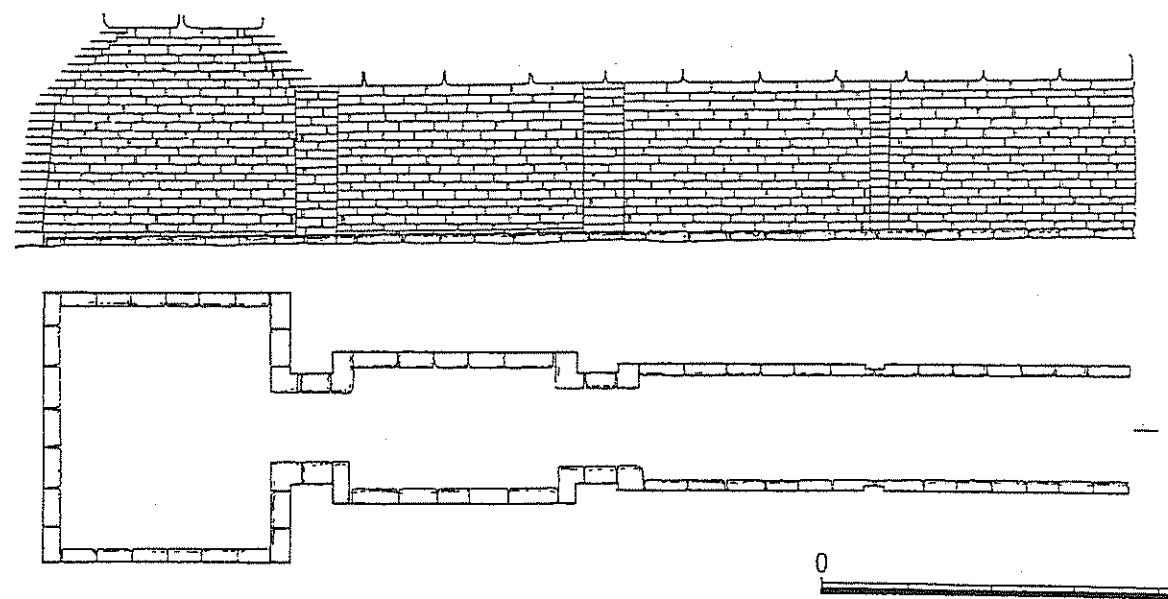
舞谷 2 号墳



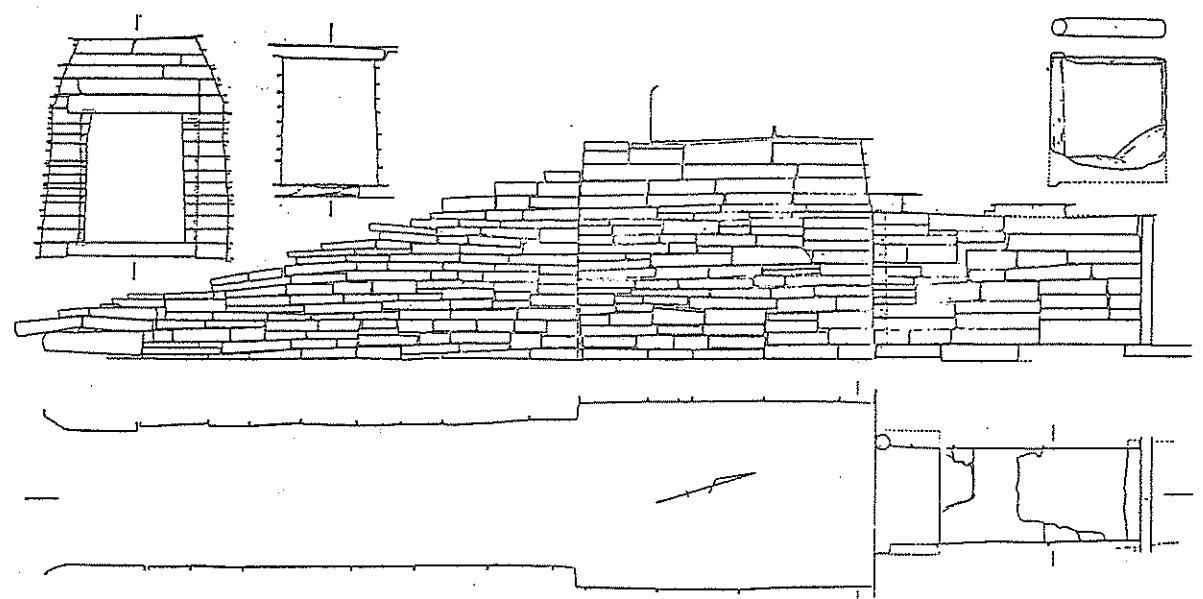
南山古墳



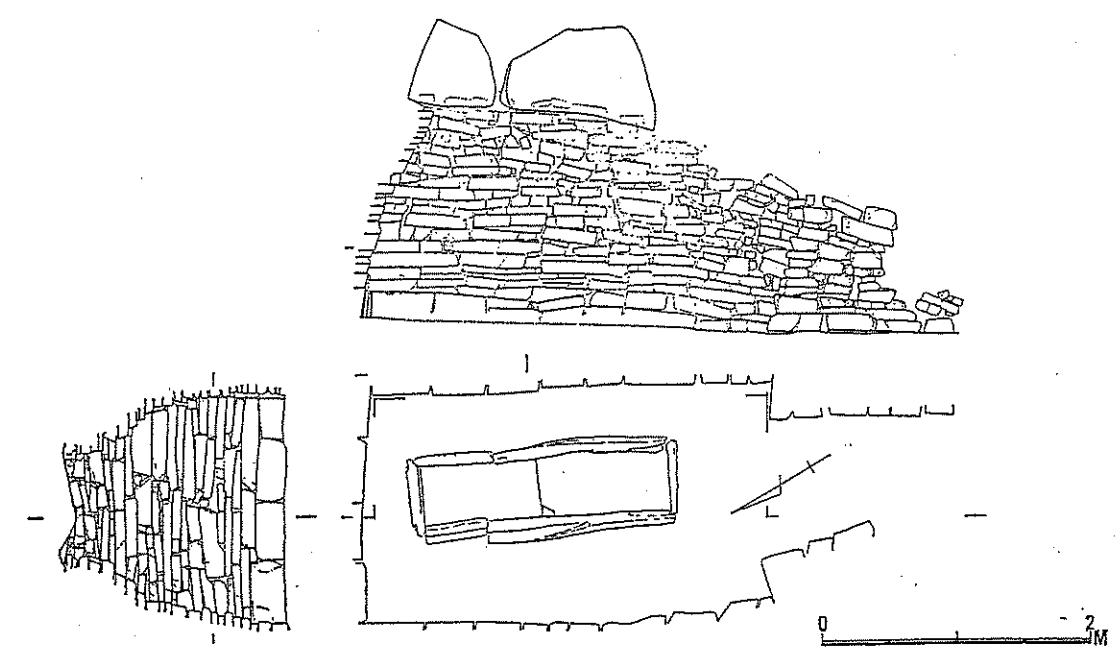
花山東塚古墳



黄金塚古墳



花山西塚古墳



丹切 33 号墳

記念講演

「高松塚・キトラ古墳に描かれた壁画」

明日香村文化財顧問
関西大学名誉教授

網干 善教氏

角山古墳

5m

家古墳

13号墳

日本高松塚・キトラ古墳の壁画

関西大学名誉教授
網干 善教

日本奈良県の「明日香（あすか）」は7世紀代約100年間にわたって都が営まれたところである。その西接の地域は「檜隈（ひのくま）」といい、多くの古墳が築造され、また、渡来人の居住したところとして知られている。壁画古墳高松塚やキトラ古墳はこの一画にある。

1972年、高松塚古墳を発掘調査したところ、石槨は切石で構築され、その内部には漆喰が塗られ、極彩色の壁画が描かれていた。

その後、同じ地域に所在するキトラ古墳も、ほぼ同様な壁画古墳であることが判明、両者の壁画の共通点、相違点の比較とアジアにおける思想的、文化史的な背景の考證の課題が浮上している。ただ、キトラ古墳については現在（2004年6月20日）発掘調査中であり、一部公表された内容をもとに記述したい。

[星宿図について]

高松塚古墳（以下高松塚）やキトラ古墳の石槨天井に星宿図が描かれていた。高松塚では中央に紫微垣（しびえん、北極五星と四輔四星）が表現され、キトラ古墳では内規と外規、赤道と黄道、紫微垣と廿八宿、その他の星宿が描かれているが（詳細は未発表）、高松塚より星座の数は多い。

キトラ古墳の星宿図については宮島概念図と橋本概念図が示されているが、石槨の内部調査の進捗によって明らかになるであろう。

石槨の天井に星宿を表現するのは分野説、分野思想によるものである。このことは小島祐馬氏の論考がある。『広辞苑』（岩波書店）では分野の解説として「古代中国で全土を天の二十八宿に配し、各地を司る星宿を定めた天上の区分」としている。

この星宿図は中国の淳祐天文図や高句麗（李朝製作）「天象列次分野之図」などと比較し、個々の星宿図の類例と詳細に検討しなければならない。

[日・月像について]

高松塚では東壁中央上部に日像が表現され、対する西壁中央上部に月像が描かれていた。日像は金箔、月像は銀箔を用いている。すなわち東・日・金、西・月・銀という対比は陰陽思想に基づくものであろう。

キトラ古墳にも日・月像の表現があり、高松塚と同様であろう。ただ、キトラ古墳では日像のなかに黒線で三足鳥と思われる表現があると注目されている。そうすれば西壁の月像には蟾蜍が描かれていることになるが、現時点では不明である。

また、鳥形と蟾蜍を描く代表的なものとして法隆寺蔵の玉虫厨子背面にあり、中国では古く馬王堆一号漢墓の衣帛や唐懿德太子墓壁画などにも見られ、高句麗では舞踊塚、徳花里古墳、徳興里古墳などの壁画に描かれており、その事例は多い。

[四神図について]

四神図を表現する思想は二十八宿の星宿図の四方七宿より生じたものであり、方位、方色、四季などを色別するものである。

高松塚では東方青龍は南面し、頭部にX字形の特徴的な文様がある。こうした例は日本では薬師寺本尊台座の青龍図にあり、中国にも多くの例がある。しかも、青龍だけでなく他の図像もある。高句麗の頭飾は環状のものを描いている。

南壁の朱雀図は盗掘孔のため破壊され残存していないが、西壁には南面する白虎図、北壁には西向の玄武図が描かれている。

キトラ古墳の青龍図は汚染がひどく今のところ細部は分からぬが、姿態は高松塚のものと類似する。南壁の朱雀図は鮮明である。姿態は静止、歩行、頽頷（けっこう＝鳥が飛び立つ姿）、飛翔の4態のうち頽頷を表している。この例は日本、中国に多い。

白虎図は高松塚と逆の北向である。その理由は不明であるが、姿態の顔面、体毛などの表現は高松塚のものと酷似する。亀蛇合体の玄武図は本質的には亀と蛇の顔面が対峙するもので、ここでは西面する。亀蛇合体の様相は3類型6形式に分類できる。なお、高松塚やキトラ古墳と比較される高句麗江西大墓の玄武図とは蛇の絡み方が逆となり同一ではない。また、比較の方法として玄武図だけを取り上げるのではなく、四神図を総体として取り扱うことが肝要である。

[高松塚の人物図について]

高松塚では東西両壁共に男・女各4人の群像が描かれていた。男子像8人にはすべて持物がある。女子は各面2名の計4人に持物がある。また、女子像は遠近的表現で前列の2人は色彩を違えたカラフルな裳を着するが、後列の2人は単色であるという相違がある。

そして、この女子像は中国永泰公主墓の女子群像の高句麗水山里古墳、双楹塚古墳の女子像の服装と比較されるが、髪形や服装など全く異なるものである。

[キトラ古墳の十二支像について]

高松塚では男女群像であったのに対し、キトラ古墳では獸頭（首）人身の十二支像である。この十二支像のうち現在は北壁の3体、東壁北辺の1体が確認されている。

中国における十二支の思想はすでに商（殷）代にはじまるものとされるが、墓室における例としては隋代に、壁画としては北齊婁叡墓（武平元年、570）に事例がみられる。唐代に至って墓誌の彫刻に多く見られる。但し管見であるが墳墓壁画に獸頭人身の十二支像が描かれるのは8世紀の唐代になってからであろう。

なお、世界史的にみればエジプトやインドにも獸頭人身像はみられるが十二支像ではなく、中国のものは起源も系譜も異なるものであると思う。

[獸頭人身十二支像の持物について]

キトラ古墳に描かれた十二支像は武器を持っている。北壁の中央に描かれた像は「子」、その右側が「丑」、左側が「亥」、東壁側壁が「寅」である。

北側に描かれた像は、左手に、赤い色で描かれた、両端が鉤状になり中央に把手のつく武器を持っている。当初弓と考えた見解もあったが、これは弓ではなく「鉤鑓（こうじよ）」

う)」という武器である。鉤鎌という名称は諸橋轍次氏の『漢和大辞典』の「鉤」の項に「劍に似て先端が曲り、敵をひっかけ殺す兵器」と説明し『漢書』韓延壽伝の「作刀劍鉤鎌」[注]の「師古曰鉤、亦兵器也。似劍而曲、所以鉤殺人也。」を引用する。

さらに「鉤鎌」の項において「兵器の一種。両頭にかぎがあつて、或は引きよせ、或は推しやるに用をなすもの」と説明し、『釈名、釈兵』の「鉤鎌、両頭曰鉤、中央曰鎌。」とある。その事例として最もよく知られるのは中国山東省喜祥武祠の画像石の「鉄鉤鎌使用図」であり、実物例としては李京華氏報告の河南省鶴壁市出土の墳墓副葬品に挙げられるものである。

なお、鉤鎌を持った十二支像の衣服が甲でなく衣服であり袖が筒袖で大きく開くのは「綿甲」という綿の入った防御用衣服と思う。

また、『中国古兵器図集』に所載された「神怪持鉤鎌図」(東晋)は獸頭人身図で、左手に鉤鎌を右手に環頭剣を持っている。その他、信立祥氏あげる「武氏祠左右室前坡西段」の画像石にも同様なものが表現されている。

東壁十二支像の寅像が右手に持つのは戈(鉤)である。その戈は柄の上端に装飾のような器物がある。武器は大別して攻撃用、防御用があり、実戦用と儀仗用とがある。柄に飾がついていることは儀仗用武器の可能性も残しておくべきであろうか。

このように鉤鎌や戈(他は不明)の武器を持つ十二支像を描くことは、石槨内に納められた棺の中の遺体を守護する辟邪の意味をもつものと考えられよう。

[壁画描写の計画性について]

高松塚に描かれた壁画の計測値をみるとその描写に綿密な計画をもって位置の設定が行われていたことが分かる。例えば星宿図の中心をなす北極星の位置が天井の南、北端から正確な中央にあり、また、東西の男子群像の頭上の位置が天井から共に 29.5 センチメートルの位置に設定されていることや、東西両壁の女子群像の裳裾の下端が床面から共に 44.0 センチメートルに位置していること、加えて東壁男子が 44.3 センチメートル、西壁男子が 44.6 センチメートルであるなど、ミリメートル単位の正確さである。その単位は 1 尺 = 29.4 センチメートルと考えられよう。キトラ古墳については今のところ不明である。

[まとめ]

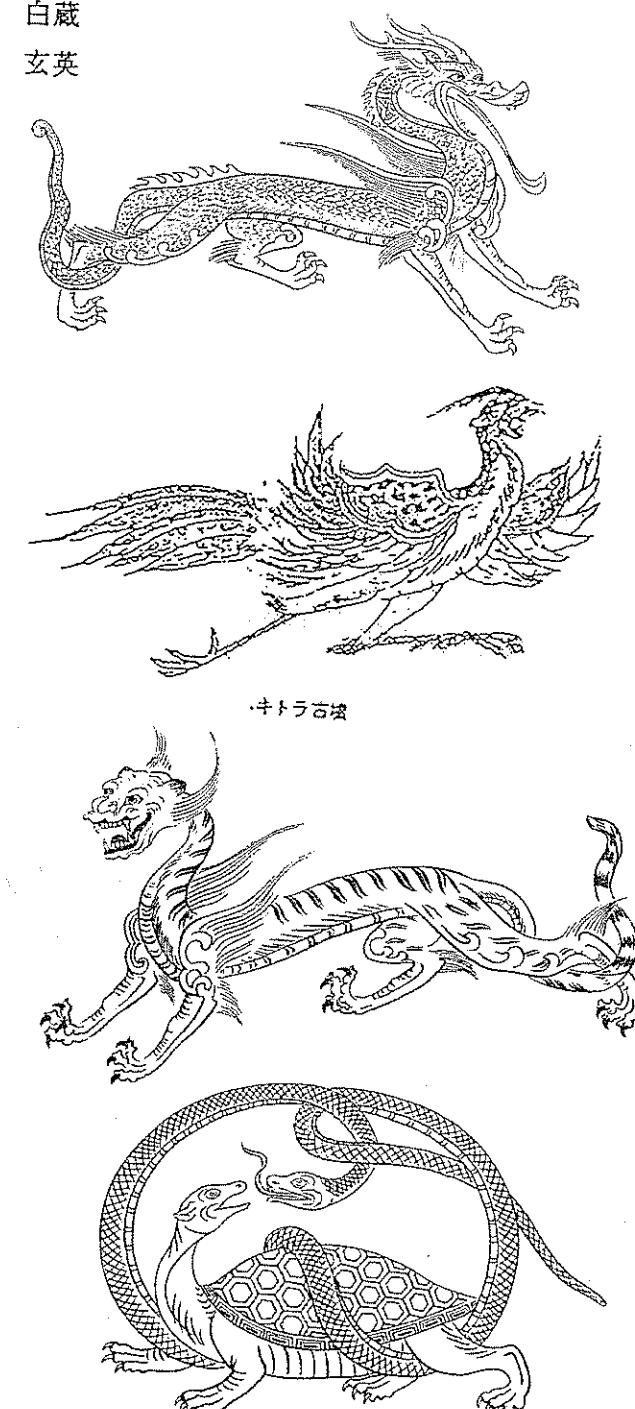
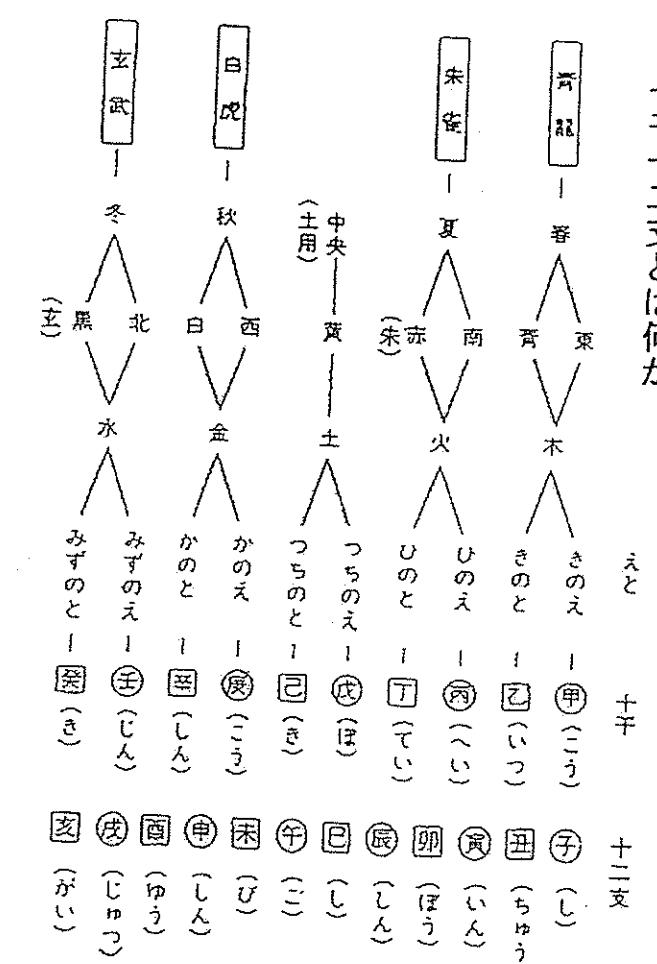
高松塚やキトラ古墳は日本における本格的な極彩色の壁画古墳であり、単に幾何学的文様や装飾的な絵画を描いたのではなく、中国思想を基調とした分野・陰陽・四神などの思想を表現したものであること、さらにはその描写にあたり正確な、そして計画性をもっていること、さらには当時の風俗、器物、葬送儀式を描いていること、特にキトラ古墳では従来見ることのなかった天文図や獸頭人身十二支像を描いていることなど、画期的な内容をもつものといえよう。また、絵師の問題、顔料の問題、隈取技法など描写の問題、あるいは棺の材質、棺金具、副葬品としての鏡、大刀外装具なども十分検討する必要がある。

これらの古墳が築造されたと推定できる 7 世紀末から 8 世紀初頭は、日本における古墳の終末期に相当し、政治的には律令体制の確立される時期にあたる。そのような政治的、社会的背景も併せ考える必要があろう。

こうした壁画の基調となっている思想は、単に日本だけの問題ではなく、広く東アジア史的視野に立脚して検討、考証する必要があるといえよう。

四神とは何か

四神	色別	四季	方位	四季の呼称
青龍	青(蒼)	春	東	青春 春陽
朱雀	赤(朱)	夏	南	朱夏 朱明
白虎	白	秋	西	白秋 白藏
玄武	黒(玄)	冬	北	玄冬 玄英



キトラ古墳壁画十二支像の持物について

網干善教

一

奈良県明日香村阿部山に所在するキトラ古墳は、調査の結果、石槨内の天井に赤道と黄道、内規と外規が朱線で、約六八星座、三五〇星に及ぶ星が表現され、星宿図が描かれていたと発表された。そして、東壁には日像、西壁には月像、四方の壁面には青龍、朱雀、白虎、玄武の所謂四神図が描かれていた。さらに北壁中央の子像をはじめ、その東側に丑像、東壁の北側に寅像、中央に卯像、以下十二支像が表わされ、それらの十二支像は獸頭（獸首）人身の姿態で、各々の像に持物が描かれていることが判明した。^①

このように、わが国における壁画古墳のなかで、星宿、日月、四神の描かれたのはおなじ檜隈に所在する高松塚古墳があり、これに通じる点はあるが、細部については相違があり、両者の比較研究が重要な課題となる。それをめぐっては、個々の研究をなさねばならないが、本稿ではとりあえず、描かれた十二支像の持物について検討し、所見を述べることとする。

それから約三年後の平成十三年十二月四日～六日の第四次内部探査で、デジタルカメラの撮影が行われ、翌年一月、その結果が公表された。それによると、東壁面北側に獸頭人身の寅像があることが判明、その後、平成十六年五月の発掘調査によって、その寅像が槍状の武器を持つ立つてることが判明し、話題を呼んだ（図①、②、③）。

こうした過程で分かってきたことは北壁の壁画が十二支像であり、中央に描かれているのは当然、子像、東側は丑像であるが、その十二支像には朱線で描かれた持物があったのは、弓状のものであるとの見解が報道された。

しかし、その映像なり写真を見ると、上下の先端が鉤状に曲がり、それが十二支像に対して外向きに持っていることが分かったことから、私



図1 キトラ古墳石槨内部



図3 北壁東獸面人身像



図2 北壁中央獸面人身像

見ではこれは弓の使用形態と全く逆であり、「弓をそのように使用する」とはないと判断した。だとすると、別な用途の武器であると考えた結果、漢代画像石に事例のある「鉤鎌」と称されるものではないかとした。

爾来、そのような形態と機能をもつ武器の事例を探していたところ、中国の考古学的研究成果のなかで後漢時代の数例の事例を見出すことができた。その形状は以下述べるようにキトラ古墳の壁画の表現と同じも

であることがわかり、さらに資料を求めたところ、東晋の「隆安二年」(二九八)の紀年銘を有する墓碑に鉤鎌をもつ獸頭人身像のあることを知った。

また、東壁北側に描かれた寅像も武器を持つていることも判明した。

これらのこととはキトラ古墳のアジアにおける文化史的背景を考える上で重要な題材になると考えた。このことについては平成十六年九月、北京で開催された第十三次アジア史学研究大会でも発表し、参会者からも意見を拝聴、自信をもつことができた。しかし、これをもつて完成したのではなく、今後も研究の課題となるであろう。

三

中国古代兵器に「鉤鎌」という武器がある。諸橋轍次氏の『大漢和辞典』の「鉤」の項を検索すると、「鉤鎌」があつて、「兵器の一種。両頭にかぎがあつて、或いは引き寄せ、或いは推し切る用をなすもの。」とし、「积名・积兵」の「鉤鎌、両頭曰鉤、中央曰鎌」〔鉤鎌、両頭を鉤と曰ひ、中央を兵と曰ふ〕を引用している。⁽³⁾

また、「鉤」の項に、『漢書・韓延壽伝』の「作刀劍鉤鎌」を引き、『註』の「師古曰、鉤、亦兵器也、似劍而曲、所以鉤殺人也。」〔師古曰く、鉤は亦た兵器なり。劍に似て曲がり、以て人を鉤殺する所なり。〕としている。

この鉤鎌については、「盾より発展したもので、防護性兵器に属す。」とし、「积名」を引用し、「或いは推鎌、或いは鉤引といふは、之を用ふ

は亦た兵器なり。劍に似て曲がり、以て人を鉤殺する所なり。」としている。

(1) 鉤鎌使用図 (中国画像石)

このことから鉤鎌は「盾の一種である」とする説と、「盾とは類しないが」という所見に分かれるが、要するに攻撃してくる武器に対して防禦し、刀あるいは剣で斬りつけるという機能をもつた武器の一種であることは間違いない。

キトラ古墳の北壁十二支像の持つ先端が鉤状になった器物は、この「鉤鎌」であることを以下の資料によつて検討したい。

四

に掲載された画像である

(図④)。

この図像は二つの図像からなっている。一つは向かって右側の図で、左手に刀を持ち、左手に盾を持った人物が、左側の鉤鎌を持って防戦する人物との争闘を描いている。

左側の図は、一人の人物が右手に環頭大刀を持ち振り上げ、左手に鉤鎌を持ち前方に差し出した状態を表現している。

鉤鎌を持つて防戦する人物との争闘を描いている。

この人物の持つ鉤鎌の形態や武器としての機能をみると、前方の敵に向

けた鉤鎌は両先端が曲がり、鎌の前には前方に向けて突起があり、後側にあるコ字形の把手を握る。

この点、キトラ古墳壁画と同一の形態である。機

能は右側の図像では敵の刀を鉤の部分で絡め、攻撃を阻止している。右側の図の一人の人物は敵に向かう雄壮な姿を表現している。

この図像を念頭に置いて以下で挙げる鉤鎌の実例なり、画像石にみられる表現をみればよく理解できるし、延いてはキトラ古墳の北壁に画かれた子と丑像の両端の曲る赤色の器物と十二支像の関係をみれば、この十二支像は鉤鎌という武器をもつていることが分かるであろう。

先ず实物資料についてみてみる。

(2) 河南省鶴壁市古墓出土⁽⁵⁾

李京華氏の報告によると、生産建設作業中、古墓を発掘し、陶壺等の副葬品と共に鉤鎌が出土した。この遺物について次の如く述べている。

鉤鎌の形制是有鉤无鎌、上鉤長二六厘米、下鉤長一五・七厘米、連同鎌部共長六一・五厘米。両鉤均是鍛成渾円的梃、向前鉤曲、下鉤的尖端是圓球狀、上鉤的尖部殘失。中間的鎌部、背面的梃是鍛成扁体形、并折成長方形的鎌鼻、正面是用長一八・五、寬一四厘米的薄鐵板、用圓蓋釘釘在鉤架上、鎌板上無其他附属性的遺迹、中部向外鼓出、為便于武士們掌握鎌鼻。

鉤鎌の形状は鉤があり鎌がある。鉤の上部は長さ二六センチメートル、下部は長さ一五・七センチメートルで、鎌の部分を合わせると全長が六一・五センチメートルである。鉤は上下とも丸くて太い鉄棒に鍛造され、前に向かってカギのように曲げられている。鉤下部の先端は球状となり、鉤上部の先端は欠損している。中間の鎌部は、背面となる鉄棒が扁平に鍛打され、折り曲げられて長方形の鎌

るの宜しきなり。」とあって、推す働きをもつ鎌が盾としての働きもそなえ、鉤によって敵の刃をからめながら、自分の刃を繰り出すことができる。その機能は単純防禦の盾よりは、さらに積極的なものであったと解説している。

これに対して林巳奈夫氏は「漢代の文物」のなかで「盾とは類しないが、防禦用のものに鉤鎌がある。」として、李京華氏の挙げた遺物、図像を引いて證している。そして「これを用ひて、戟を持つ敵と渡り合ふことは間違いない。

キトラ古墳の北壁十二支像の持つ先端が鉤状になった器物は、この「鉤鎌」であることを以下の資料によつて検討したい。

徐州十里舗の画像石図⁽⁴⁾の右端の人物の左方には鉤鎌と刀がそろえておかれている」と説明している。



鉤鎌を持つて防戦する人物との争闘を描いている。

鉤鎌の形態や武器としての機能

をみると、前方の敵に向

けた鉤鎌は両先端が曲がり、鎌の前には前方に向けて

あるコ字形の把手を握る。

この点、キトラ古墳壁画

と同一の形態である。機

「画面の右端にいるのは、目が縦についた人間のような大きな怪

である。

神で、頭には動物の耳のようなものが出て冠を被り、短い袴を着け、

片手で小さい人間を握り、足から喰いにかかっている。その左にい

るのは、頭には同じように動物の耳のようなものが出て冠を被り、

人頭と熊の身体のある半動物形の恐ろしい神で、頭に弩を乗せ、手

に刀と手戟、足に鉤鏃と矛の先を持ち、右に向かって歩む。その腿

に熊のような動物が掴まっている。三番目には、右端の怪神

と同類の人間形の神である。二者は頭の被り物、目の付き方、短い

袴を着けるところなど同様であるが、背が高い。鉤鏃と刀を持ち、

右方に突き進む。これらの怪神の左には三人の人間の姿をした神が

続く。右の神は武冠を着け、左手に魁、右手に長頸壺を持つ。次の

神は髪を結わず、左手に長い柄付きの網を振り上げ、右手に魁を構

える。次の神は髪を逆立て、左手に碗、右手に柄の曲がった網を持

つ。これら三人の神は目を剥き、歯を剥いて大声で叫んでいる。三

人の神の恐ろしい表情と力一杯網などを振り上げる仕種から見れば、

何か悪靈を追い払おうとしているに違いない。」

このなかで注目すべきは鉤鏃の箇所である。図の右から三人目の像は

右手に鉤鏃を持っている。形状は従来からの資料にあるものと全く同型

式のもので、キトラ古墳壁画の北壁の十二支像の持物と共通するものは明

らかであり、使用法を知ることができる。

ただ、右から一番目の像は左足の先端、足指に鉤鏃を挟んでいる。鉤

鏃として形態は極めて写実的ではあるが、一体何のために足に挟んでい

るのか疑問は残る。しかし、鉤鏃の存在は確かであり、後漢時代のもの



図7 江蘇省徐州銅山県小李村苗山漢墓出土の画像石

(5) 江蘇省徐州十里鋪漢画像石墓^⑪

一九八六年十月、徐州市の南郊約四キロメートルの南傾斜地にある当地の生産隊が作業中にこの画像石墓を発見、同年十一月二十九日から一二月十八日の間に調査された。

この墓は磚石構造の多室墓で、前・中・後の三室と西・東に側室の計五室をもつ多室墓で、全長一五・二メートル、幅(東西両室間)五・五二メートルであった。

鉤鏃の文様のある磚は前室の横額正面のほぼ中央上部にみられ、鉤鏃と環頭大刀が並ぶように置かれた画像がみられる(図⑧A・B)。これについて報告書では次のような記述がある。

第八幅 前室横額正面画像。長一・五二、寛〇・四二、厚〇・二二米。辺框飾波浪紋。画面分両組、左面一組、中央両武士互相搏闘、一武士頭載山形冠、身着甲、持長戟、另一武士載進賢冠、上身裸露、旁放鉤鏃、環柄刀以及甲各一件、両旁各立一拱手の侍者、似作觀闈状。右面一組、前有三人手持笏、作跪拜状、右一人端坐榻上、手持環柄刀、似作言語状。榻前置一樽形器。

[第八幅 前室横額正面画像。長さ一・五二、幅〇・四二、厚さ〇・二二メートル。辺框は波浪紋で飾る。画面は二組に分かれ、左側の組は、中央で二人の武士が互いに戦っている。一人の武士は頭に山形冠を載り、身に鎧甲をつけ、長戟を持っている。もう一人の武士は進賢冠を載り、上半身は裸である。傍らに鉤鏃と環頭大刀と鎧甲がそれぞれ一点ずつ置かれている。彼らの両側にはそれぞれ両手を拱く侍者が一人ずつ立ち、格闘を観てているようである。右側の組は、

(4) 江蘇省徐州銅山県小李村苗山漢墓^⑫

一九五六年四～七月に徐州銅山県小李村の苗山で江蘇省文管会の工作站が農業生産のため作業中漢墓を発見した。墓は前室、後室からなる。報告書によると鉤鏃の画像のある状況について、

石高〇・五六、長一・五二メートル。後室の奥の西壁に位置する。図中には二人が武芸の試合をしており、一人は長戟を執り、

一人執長戟、一人一手執刀、一手持盾、旁有伴奏的人。

〔石は高さ〇・五六、長さ一・五二メートル。後室の奥の西壁に位置する。図中には二人が武芸の試合をしており、一人は長戟を執り、一人は片手に刀を執り、片手に盾を持つている。その傍らに伴奏の人がいる。〕

との記述がある。

掲載された画像石の拓本をみると、中央上部に二羽、下方に一羽の鳥を表現、左手に鉤鏃を振り上げ、右手に刀を持つ中腰の人物がその間に描かれ、対する人物は両手で長柄の戟を持って攻撃している(図⑦)。

両者共に袖口の大きい帛甲(絹甲)^⑬と思われる衣服を纏い、躍動的な争闘図を描いている。

このなかで向かって右側の人物の持つ鉤鏃は両端が鉤状に曲がり、中央部で外向きの突起があり、内側にはコ字状の把手が付けられ、左手で握っている。争う相手の武器は戟である。

このような様相をみると、明らかに鉤鏃は、戟をもつて攻める相手から自身を守る防禦用の武器であり、その実相を知ることができる。

前に笏を持つ人がおり、跪いて拝礼を行っている。右の一人

は榻の上に正座し、手に環頭大

刀を持ち、話しかけているよう

である。榻の前には樽形の器が

一つ置かれている。」

とある。

画像石を観察すると、棉甲（綿甲）状の着衣（袖口が大きく開き、裾厚く垂れる）の人物が戟を持ち、前の

図 8 A 江蘇省徐州十里鋪漢画像石



人物を追う図像を表現、その前（図像の中央）に、上に鉤鑕を、下に環頭大刀を揃えて置いている。

鉤鑕は両頭が鉤状に曲がり、中央に鑕を表す。これには上部（前面）に突起がつき反対側にはコ字形の把手を付す。前例にみられるようにこの図像が鉤鑕を表現することはまず間違いない。そしてこれを縦に表現すればキトラ古墳北壁の十二支像の持物に相通じることが分かる。

なお、古墓には多数の画像石があったが、副葬品も陶器（盤、耳杯、男女侍俑、塑像、樓等多数）、銅錢（五銖錢一二九枚、磨郭五銖錢一枚、貨泉一枚）、その他、鉛器、石猪、玻璃珠などの副葬品が出土している。

古墓の築造年代については後漢靈帝の時代、すなわち西暦一六七一八九年の間と推定されている。

（6）江蘇省鎮江市画像磚墓^⑫

一九七二年三月、鎮江市郊外農牧場で一基の墓が発掘された。この墓室は呂字形をなしてて、前、後の二室及び甬道からなる全長八・九五メートル、幅三・九三メートルの規模である。

傳の大きさは長三一・五センチメートル、幅一八センチメートル、厚さ四・五センチメートル、その中の玄武の図像に「晋隆安二年造立家郭」「靈陽山子孫安壽万年」の銘文がある。「晋隆安二年」は東晋安帝の治世で、西暦三九八年の造墓年代が明確である。

磚は小口積みの手法によって構築されているが、小口面に型押しの文字や文様を表した画像磚と無文の磚が縦、横に規則正しく配置されている。

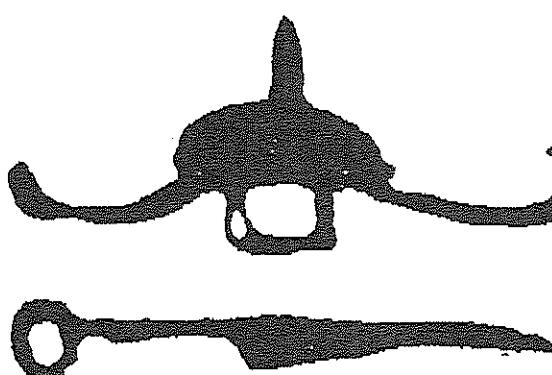


図 8 B 拡大図



図 9 江蘇省鎮江市画像磚墓の怪獣の持つ鉤鑕

⑦獸首人身怪獸 ⑧噬蛇怪獸（巴國黑人）
⑨獸首人身怪獸（方相氏） ⑩虎頭載人首蛇
怪獸（窮奇） 花紋磚がある。

このなかで鉤鑕に関して注目すべきは獸首

（頭）人身怪獸図であるが、左向きと右向きがある。ただ、図像の基本は左右の逆はあるが、大同小異であって鉤鑕が環頭大刀を両手に持つている（図9）。

描かれた動物には上下共に長い嘴があることから鳥類が連想される。この鎮江画像磚には朱雀を意味する鳥形の図像があるからそのような発想はあるかも知れないが、他は両翼を広げたものであるのに対し、これは明らかに人身像があるから意図は異なるものである。

鉤鑕は両頭共に大きく鉤状になり、外側に向けて握る。鉤鑕のほぼ中間に鑕を思わせる位置に少し太い目の線がみられる。この位置の外側に向けて凸状のものがみられ、反対側の内側にコ字形の把手があつて握り、手を前に力強く伸ば

磚には十種の画像がある。

- ①青龍 ②白虎 ③朱雀 ④玄武 ⑤獸首鳥身怪獸 ⑥人首鳥身怪獸

ト半身から足にかけては活動的で、右足は折曲して前に踏み出し、左足は力強く地を蹴る。

いる

要するに手に持つ武器は所例として挙げた画像石の鉤鎌とするものに形態、機能が共通するものであり、鉤鎌と見て誤りはないし、これがキトラ古墳の北壁の子像、丑像のもつものと同一のものであると判断する。しかも、これが東晋の隆安二年の紀年銘があることは後漢時代の鉤鎌と、七世紀後半から八世紀の初めと推定される日本の終末期古墳の間を繋ぐ資料になるものという観点から、極めて貴重なものといえるのではないか。

五

キトラ古墳の壁画に描かれた獸頭人身十二支像のうち、東壁北壁の寅像の持物に槍がみられる。平成十年の内部調査の折、この部に赤色の彩色があり、絵画があることが予知されていたが実態不明であった。

ついで平成十六年四月十五日の撮影によつて収録された画面に、これが寅像と思われる十二支像であることが判明し、発表され、石槨内の発掘調査によつて確定した。しかも、この寅像が槍を持つ獸頭人身像であることが判明した（図10）。

この武器は「戟」という意見もあるが、支刀が見当たらないから長柄を付した「槍」とみた方が適切であるかも知れない。

持物である武器を見ると、刃の先端は山形になり、刺突の機能をもつものであることは間違いない。

勿論これらは壁画として描かれたもので実用的なものではないが、墓室に納められた遺体を守る辟邪的な意味をもたせたもので、それが単に青龍、朱雀、白虎、玄武の四神図を「四方の神」と誤解されるようなものではなく、明らかに武器をもつて遺体を守護するという表徴的な意味をもつものであることは間違いない。

現在の神事に儀礼的な戈や槍を置く事例は多い。神社乃至はその祭礼

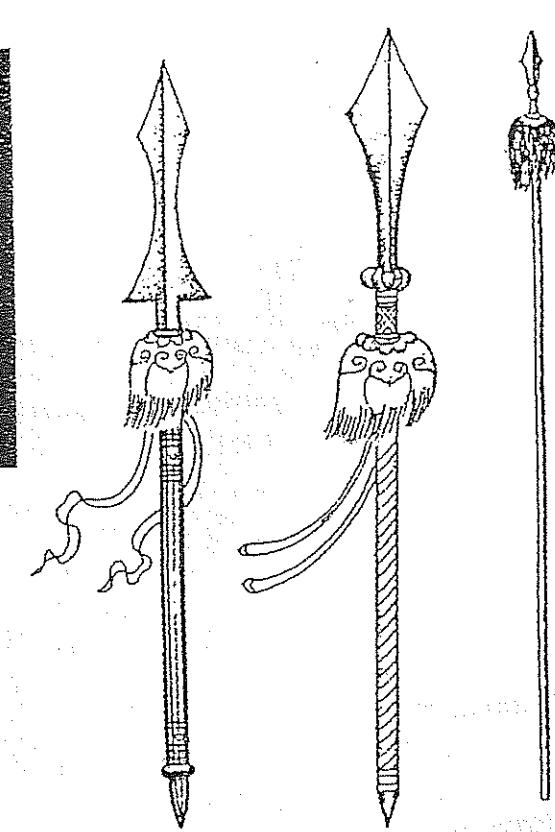


図11 長槍・一般槍図と戟の事例

儀式に戈槍が並べられることは多い。最近実見したものとしては熊野本宮大社の宝物館に展示されて立派な槍がある。奈良の春日神社や氷室神社などにも、また、奈良おん祭や京都祇園祭の山鉾巡行にもその例は多い。祇園祭の先頭を行く鉾や大相撲の横綱土俵入りの大刀持の意味も辟邪の意味をもつものである。因みにこれを槍とみるか戟とみるかによってその事例に若干の相違が生じる。

劉秋霖他編著の『中国古代兵器図説』^⑭をみると、槍にも種々の形式があるが、キトラ古墳十二支像寅像の持つ槍は「梭槍」と称せられるものに最も近似する（図11）。

戟とみる可能性があるとすれば、戟は中国は漢代以来の武器の主流をなしたもので、主刃に対して支刃のあり方にはそれぞれの形態がある。それと共に唐懿德太子李重潤墓の壁画にみられるように「列戟」（儀仗の図）というのがあり（図12）、その解説では「唐代の制度では三品以上の大官と中、下州より以上の官署にだけその門に鎗戟（木でつくった戟）を列べることができた。戟の数の多少が官品の高低を表すが、この図の戟は、一方に十二竿を列べ、東西の両壁を合わせると二十四竿となる。これは唐代の列戟としては最高級である」と解説している^⑮。

槍であれ、戟であれ、また、実用武器か儀礼用武器であるかは別として、辟邪的な意味をもつものであることは間違いない。



図10 キトラ古墳東壁北側（『キトラ古墳』による）（寅像）

てその可能性を探ることが必要であるといえる。



図12 唐懿德太子李重潤墓壁画列戟図

た戦いの変化が武器の消長にあるのではないかと思つてゐるが、それに

してもキトラ古墳の壁画に現れるという繋がりはあまり明確ではない。こうしたことは将来の研究課題となるだろう。

寅像の持物が戟か戈か槍かという問題もすぐ決められない。戟とすれば支刃が見当たらないと思う。戈か槍かは飾りの付く位置によって正確な判断はできないが、『中国古代兵器図集』をみる限り槍と考えてよいと思う。

また、主刃の柄につく位置に装飾が付くことは儀礼用武器である可能性も考えておく必要がある。

武器の中心は攻撃用武器と防禦用武器はあるが、その他実戦用の実用武器のほかに儀礼用、装飾用武器のあることも事実である。

中国の武器説明の中に「武器の舞」というものがある。武器をもつて行う舞という意味であるが、日本でもそうであるように武器の舞や非实用性な儀器としての武器が多々存在する。キトラ古墳の壁画も邪氣から守護するという意味は当然あるが、そこには儀礼用武器であることの可能性が高い。

なお、近刊された『中国五千年』第三巻「後漢・三国」編のなかに掲載された来村多加史氏の文の挿図にみられる「歩兵の装備」に鉤鎌を持つイラストがあり⁽¹⁶⁾（図13）、また「歴史群像」グラフィック戦史シリーズ『戦略戦術兵器事典』の「中国古代編」のなかにも「後漢時代」とするイラストがある（図14）。これによつて鉤鎌の持つ戦士の姿を想像することができる。

資料として挙げた徐州十里鋪の磚にみられる戟を持つ武装の人物、あ

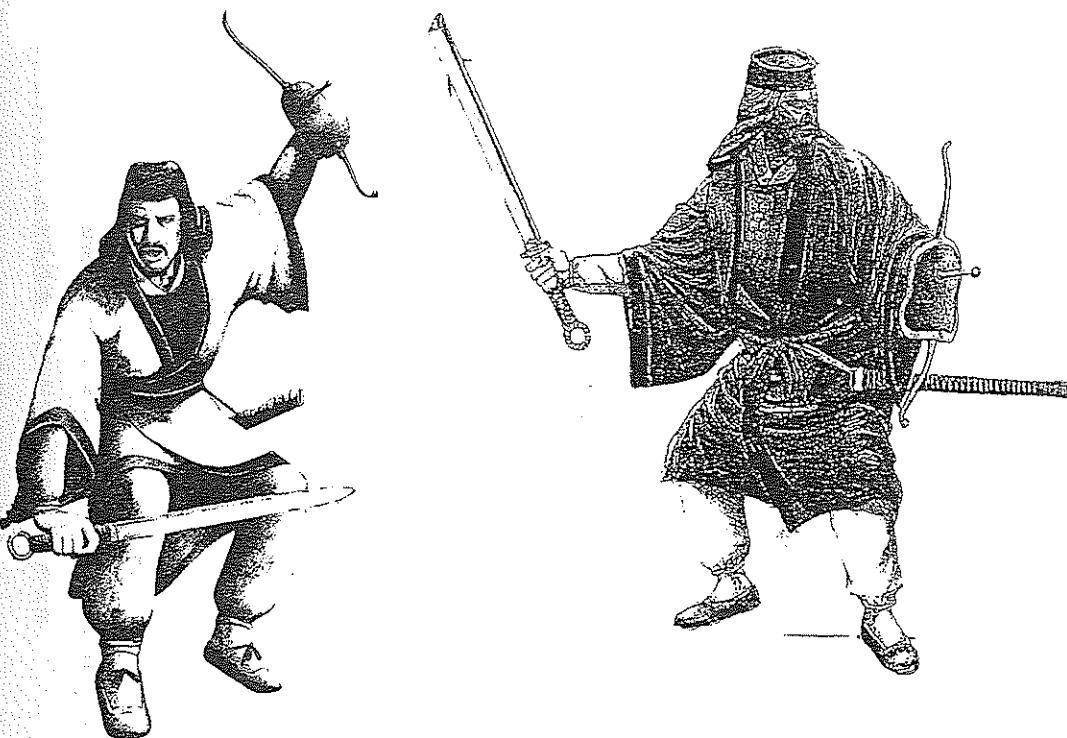


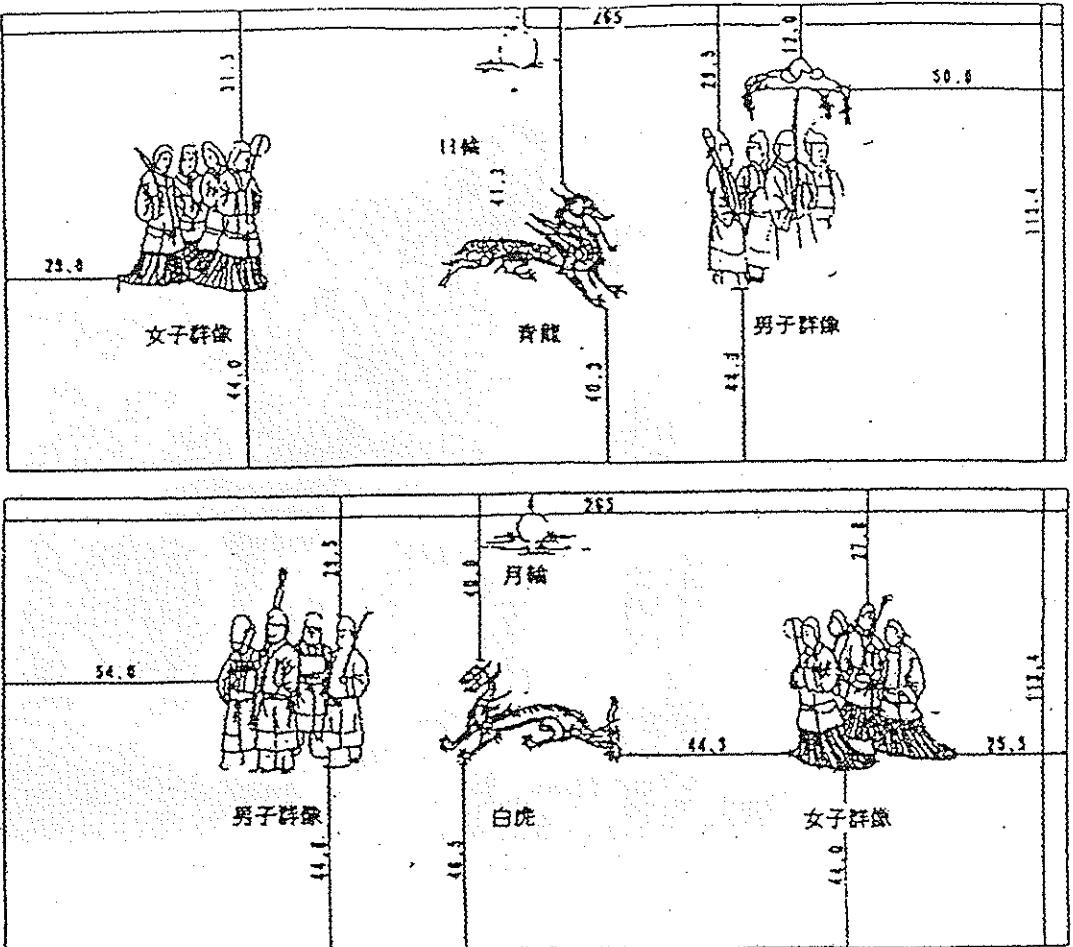
図13 漢代兵器イラスト図

奈良文化短期大学教授来村多加史氏の意見をも参考にしながら、一応の仮説と見解をもつた。そして、平成十六年九月、明治大学名誉教授大塚初重先生の薦めもあって、北京で開催された第十三次アジア史学会研究大会にこの問題を発表する機会を得た。席上、王仲珠、王魏先生から意見を拝聴し、ほぼ確信し、ここに所見をまとめて記述した。ただ、私たちが中国の資料を検索し、取り扱うことのできるのは莫大な資料、史料を有する中国の資料の一部であり他に適切な資料のあることに危惧を感じるが、それは将来の問題としてここに一つの見解を述べることにした。結論は北壁の中央の子像、その東側の丑像の持つ器物は中国の出土例からみて、後漢時代に使用されていた「鉤鎌」という武器ではないかと考えた。ただ、後漢時代に存在したとしても、キトラ古墳壁画に見る日本本の終末期古墳までの間にはあまりにも大きな時間的隔たりがあることに疑問をもつた。

そうしたなかで東晋の安帝の時期に築造された紀年銘をもつ磚墓の中に、この鉤鎌を持つ図像のあることを知り、俄然自信を深めたので、この見解をもつてアジア史学会の大会に参加し、研究発表し、研究者の見解を拝聴した。仮に漢、晋、飛鳥キトラ古墳の事例を繋ぐことができたとしても、かなりの時代差のあることは承知している。しかしながら、何故鉤鎌という武器がその後の資料の中には現れないのかという疑問もある。中国におけるコメントの中で感じたことは、戦闘形態の変化である。漢代の鉤鎌は長柄の戟や槍状の武器が組となっている。こうし

るいは銅山県小李村苗山の画像石にみる戟と鉤鎌で鬪争する二人の人物等、戦闘に参加する後漢時代の武人が、甲の上に袖口の大きい分厚い衣服を着しているのが目につく。恐らくこれは「棉を入れた綿甲または綿甲と呼ぶ防禦用の衣服」であろうと考え、綿甲、綿甲とした。綿や綿の細かい繊維が刀剣で斬りつけられた際、身体を守る為に着用したものであろうか。これはあくまでも仮想のものであるが一考を要するものと考えたことを付記しておく。

積み残した課題は後放を待つこととし、本稿を草するにあたり来村多加史氏に謝意を表するものである。



高松塚古墳壁画人物図の高さ比較図（上は東壁、下は西壁）



金庚信墓 拓本十二支像（牛）

金庚信墓 拓本十二支像（寅）

- ① 「キトラ古墳壁画」独立行政法人文化財研究所、二〇〇〇年。
- ② 鎮江市博物館「鎮江東晉画像磚墓」『文物』一九七三年第四期。
- ③ 他に写真、拓片は姚邊 古兵編著『六朝藝術』文物出版社、一九八一年に「獸首人身怪獸磚画」として、『中国古代兵器圖集』（解放军出版社、一九九〇年）に「神怪持鉤鎌圖」として掲載されている。
- ④ 諸橋轍次『大漢和辞典』卷十一。
- ⑤ 林巳奈夫『漢代の文物』一九九六年。
- ⑥ 李京華「漢代的鉄鉤鎌与鉄鍔戟」『文物』一九六五年第二期。
- ⑦ 註⑤に同じ
- ⑧ 信立祥『中国漢代画像石の研究』同成社、一九九六年。
- ⑨ 六六年第二期。
- ⑩ 註②に同じ
- ⑪ 江蘇省文物管理委員会・南京博物院「江蘇徐州十里鋪漢画像石墓」『考古』一九八六年四月十五日付各新聞報道による。
- ⑫ 劉秋霖他編著『中国古代兵器圖說』天津古籍出版社、一九九〇年。
- ⑬ 『中華人民共和国漢唐壁畫展圖錄』大阪高島屋、一九七五年。
- ⑭ クローズアップ『中國五千年』第三巻「後漢・三国」世界文化社、一九九六年。
- ⑮ グラフィック戦史シリーズ『戦略戦術兵器事典①中国古代編』学研、一九九四年。
- ⑯ 成東、鐘少異編『中国古代兵器圖集』解放军出版社、一九九〇年。
- ⑰ 註⑤に同じ

- ① 江蘇省文物管理委員会編著『江蘇徐州漢画像石』（考古学専刊乙種第十号）中国社会科学院考古研究所編輯、科学出版社、一九五九年。
- ② 画像石その他の図像をみると、甲の上に厚い衣服を着用している。この衣服は恐らく綿（綿）の入ったもので、その綿や綿の繊維が一種の防禦となるのではないかと考え、提示した。これにはなお時間をかけ類例を探して考証すべきであると思う。ここには仮説として提示するにとどめおく。
- ③ 江蘇省文物管理委員会・南京博物院「江蘇徐州十里鋪漢画像石墓」『考古』一九八六年四月十五日付各新聞報道による。
- ④ 劉秋霖他編著『中國古代兵器圖說』天津古籍出版社、一九九〇年。
- ⑤ 『中華人民共和国漢唐壁畫展圖錄』大阪高島屋、一九七五年。
- ⑥ クローズアップ『中國五千年』第三巻「後漢・三国」世界文化社、一九九六年。
- ⑦ グラフィック戦史シリーズ『戦略戦術兵器事典①中国古代編』学研、一九九四年。
- ⑧ 成東、鐘少異編『中國古代兵器圖集』解放军出版社、一九九〇年。
- ⑨ 註⑤に同じ
- ⑩ 画像石その他の図像をみると、甲の上に厚い衣服を着用している。この衣服は恐らく綿（綿）の入ったもので、その綿や綿の繊維が一種の防禦となるのではなく、その繊維が刀剣で斬りつけられた際、身体を守る為に着用したものであらうか。これはあくまでも仮想のものであるが一考を要するものと考えたことを付記しておく。